

合志市農業委員会総会議事録

1.開催日時 令和6年2月9日(金)午後1時30分から午後2時42分

2.開催場所 合志市役所2階大会議室

3.出席委員(13人)

会 長	14番	福 嶋 求仁子
会長職務代理者	1番	平 山 和 敬
委 員	2番	清 原 啓 喜
"	3番	上 野 育 夫
"	4番	平 野 昭 代
"	6番	村 上 幸 記
"	7番	長 野 昌 治
"	8番	齋 藤 典 夫
"	10番	城 英 夫
"	11番	青 木 恵 夫
"	12番	岡 田 政 広
"	13番	坂 口 正 子

4.欠席委員(1名)

委 員 9番 野 田 隆 一

5.議事日程

(1)議事録署名者

(2)農家調査及び現地調査員

(3)議案

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第3号議案 農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしについて

第4号議案 あっせん委員の指名について

第1号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用(届出)について

6.農業委員会事務局職員

局 長 坂 上 範 行

次 長 竹 田 直 広

主 幹 上 村 恭 子

○事務局長 それでは、ただいまより令和6年2月の農業委員会総会を開催いたします。開会にあたり、福島会長からご挨拶をお願いいたします。

○会長（福島求仁子君） 皆さんこんにちは。本当に日差しがですね、春のようで、いろいろな花が咲き始めて、とても良い気候になったなと思っているところです。ちょうど私、昨日麦踏みをしたんですけれども、麦踏みしながらですね、鳥の鳴き声とか、そういうところにも何か春の兆しを感じて農作業が本当に楽しいなと思ってやっていたところです。こういった穏やかなお天気をですね、北陸の方に届けてあげられたらいいなというのが大きな気持ちです。さて先日もう皆さんもご存知のように、TSMCの第2工場が熊本の菊陽町で、また今年から着工するという事で、稼動し始めますと3400人の方々が熊本に仕事場としてですね、人口が増えていく、また3400人ということは、家族も含めだとかかなりの人数の方が熊本にお越しいただくということで、本当に熊本は発展の県という感じを受けるところでございます。しかしながらですねそれと同時に、同じ日にちの新聞では、県の農業と半導体産業の共存共栄に向けた研究会というのも発足されまして、農業とその企業の活動とが本当にうまく共存共栄ができるような形にするにはどうしたらいいかっていう専門家も踏まえて協議が行われているところでございます。こういった変化っていうのは、本当に私達にとっては大変なときかもしれないんですけれども、日頃から少なからず世の中というのは動いているので、その変化の中で、どうやったら私達が生き残っていけるのかっていうことをみんなで考えて、みんなで動き出すとですね、おそらくそれに賛同する方々も増えてくると思いますので、いろいろなことがありましたら、どうぞ皆様も声を上げていただければと思っております。そういった中で今日先ほど局長からお話をいただきましたように、県の農業普及課振興局の方からお話をいただくことになりますのでしっかりお話を聞いて、また疑問になるところがありましたらどうぞ質問をしていただきまして、熊本の発展に向けてそして農業の発展に向けて、私たちも微力ですけども進んでいけたらいいなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。それでは今日も総会の審議の方慎重にお願いいたします。

○事務局長 それでは、本日の総会の成立についてご報告いたします。

本日は、9番野田委員から欠席の連絡が入っておりまして、委員14名中13名の出席でございます。よって、合志市農業委員会会議規則第6条の規定により、本日の総会が成立することをご報告いたします。では、このあとの議事につきましては、会議規則により、会長より進行をお願いいたします。

- - - - - ○ - - - - -

○議長（福島求仁子君） それでは、会議前に注意事項を申し上げます。会議中の携帯電話につきましては、電源を切られるかマナーモードにされますようお願いいたします。また、会議中での委員の私語につきましては、慎んでいただきますよう併せてお願いいたします。特に何か質疑や質問があれば、挙手により発言をするようお願いいたします。

- - - - - ○ - - - - -

○議長（福島求仁子君） それでは、3.の議事に入ります。

議事録署名者につきましては6番 村上委員、7番 長野委員を指名しますので
よろしく願いいたします。

- - - - - ○ - - - - -

○議長（福島求仁子君） 農家調査及び現地調査員につきましては、農業委員 1番
平山委員 3番上野委員 7番 長野委員 8番 齋藤委員 11番 青木委員 12番
岡田委員 推進委員 20番 澤田委員 以上7名の委員さん方へ適宜意見をお伺い
しますのでどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（福島求仁子君） それでは、議案に入ります。第1号議案、農地法第3条第1
項の規定による所有権移転番号1につきまして上程いたします。事務局に説明を求
めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書1ページをお開き下さい。所有権移転
番号1、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりとなっ
ています。申請の理由は新規就農のための売買でございます。続けて申請地の場所
ですが、議案書『別紙』3ページの左よりの斜線部分が申請地です。セブンイレブ
ン合志竹迫店の東側に位置する農地です。4ページが申請地の現況写真です。次に5
ページをご覧ください。保有されている農業機械の写真です。次に6ページをお開
きください。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面
からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると見込まれ該当しません。
第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人は個人であり該当しま
せん。第3号の信託要件は信託ではないので該当しません。第4号の農作業、常
時従事要件は、農作業を行う必要がある日数について農作業に従事することが見
込まれるため該当しません。第6号の地域との調和要件は、申請地は畑として利
用しており、今後も同様に里芋を作付けし、畑として利用する予定であるため、
周辺農地への支障はないものと考えられ該当しません。以上1号から6号まで該
当する項目はないと思われます。事務局からは以上です。

○議長（福島求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の12番 岡田委員に
農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○12番（岡田政広君） それでは、農家及び現地調査につきましてご報告致します。1
月30日の午後14時頃、私と渡邊推進委員と事務局で現地調査をいたしました。今
回の申請理由は、新規就農のための所有権移転です。申請地は申請人の自宅付近
にあり、効率よく作業を行うことができます。また、許可後も同様に畑として利
用し、里芋を作付けする予定のため、農地への影響は心配ないと思われます。よ
ろしくご審議をお願いいたします。

- 議長（福島求仁子君） ありがとうございます。ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（異議なしの声あり）

- 議長（福島求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第1号議案、農地法第3条第1項の規定による、所有権移転番号1について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

- 議長（福島求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による、所有権移転番号1は原案のとおり可決されました。

- 議長（福島求仁子君） 続きまして第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転番号2につきまして上程いたします。なお、本案件につきましては、第1号議案農地法第3条第1項の規定による賃借権設定番号2と同一の農地となりますので、この2つの議案につきまして併せて上程いたします。事務局に説明を求めます。

- 事務局 それではご説明申し上げます。議案書1ページ及び議案書2ページをお開き下さい。所有権移転番号2及び賃借権設定番号2の申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりです。譲渡人と貸人の共有名義の農地となっております。全体面積の4分の3は親子間の贈与、残りの4分の1は親族間の賃借になります。申請の理由は、新規就農のためです。続けて申請地の場所ですが、議案書『別紙』7ページをご覧ください。図面中央よりの斜線部が申請地です。菊香園の北側に広がる農地です。8ページが申請地の現況写真です。9ページは、保有されている農業機械の写真です。次に10ページをご覧ください。こちらは所有権移転の調査書です。まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると見込まれ、該当しません。第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人は個人であり該当しません。第3号の信託要件は信託ではないので該当しません。第4号の農作業、常時従事要件は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事することが見込まれるため該当しません。第6号の地域との調和要件ですが、申請地はこれまで畑として利用しており、許可後は大豆を作付け予定であるため、周辺農地への支障はないものと考えられ該当しません。

以上1号から6号まで該当する項目はないと思われます。次の11ページですが、こちらは賃借権設定の調査書です。説明につきましては10ページと同じものになりますので省略いたします。事務局からは以上です。

- 議長（福島求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の推進委員 清原委員に農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（清原博幸君） それでは、農家及び現地調査につきましてご報告致します。1月30日の午前9時頃、私と事務局で現地調査をいたしました。今回の申請理由は、新規就農のための所有権移転及び賃借です。申請地は申請人の自宅付近にあり、効率よく作業を行うことができます。また、申請人は農業法人に所属しており農作業の経験があります。許可後、野菜等を作付けする予定のため、周りの農地への影響も心配ないと思われます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（異議なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第1号議案、農地法第3条第1項の規定による、所有権移転番号2及び賃借権設定番号2につきまして承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による、所有権移転番号2及び賃借権設定番号2は原案のとおり可決されました。

○議長（福嶋求仁子君） 次の議題に入ります前に議長を職務代理と交代します。

○議長（平山和敬君） 続きまして議案に入ります前に、委員の議事参与の制限を規定する「農業委員会等に関する法律 第31条」の規定によりまして「委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」となっております。つきましては、その当事者であります。○番 ○○委員は、議案審議が終了するまで退席をお願いいたします。

（委員退席）

○議長（平山和敬君） 続きまして第1号議案、農地法第3条第1項の規定による賃借権設定番号1につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書2ページをお開き下さい。

賃借権設定番号1、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりです。申請の理由は、新規就農のための賃借でございます。続けて申請地の場所ですが、議案書『別紙』12ページをご覧ください。図面中央よりの斜線部が申請地です。合志市役所の西側に広がる農地です。13ページが現況写真です。14ページは、保有されている農業機械の写真です。次に15ページをご覧ください。まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると見込まれ、該当しません。

第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、借人は個人であり該当しません。第3号の信託要件は信託ではないので該当しません。第4号の農作業、常時従事要件は、農作業を行う必要がある日数について農作業に従事することが見込まれるため該当しません。第6号の地域との調和要件ですが、申請地はこれまで畑として利用しており、許可後も同様に野菜等を作付け予定であるため、周辺農地への支障はないものと考えられ該当しません。以上1号から6号まで該当する項目はないと思われます。事務局からは以上です。

○議長（平山和敬君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の8番 齋藤委員に農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（齋藤典夫君） それでは、農家及び現地調査につきましてご報告致します。1月30日の午前10時頃、私と事務局で現地調査をいたしました。今回の申請理由は、新規就農のための賃借です。申請人は1年前に食育活動を開始し、農業の魅力を伝える活動を行っています。許可後は野菜等を作付けする予定のため、周りの農地への影響も心配ないと思われます。ちょっと補足をいたしますけど、この現地調査をしたのですが、たまたま私たちがいる時に作付けされる方たちが数名車で来られたんですけど、周辺の入り口が車が1台くらいしか通行できないので、駐車場の確保はどうなるのかなとちょっと疑問があったところです。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（平山和敬君） ありがとうございます。ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（異議なしの声あり）

○議長（平山和敬君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第1号議案、農地法第3条第1項の規定による賃借権設定番号1につきまして承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

○議長（平山和敬君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による賃借権設定番号2は原案のとおり可決されました。

○議長（平山和敬君） 議案の審議が終わりましたので退席中の委員さんは着席されますよう案内をお願いします。

○議長（平山和敬君） 次の議題に入ります前に議長を会長と交代します。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。所有権移転番号1につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の3ページをお願いいたします。

所有権移転番号1の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。転用目的は特定建築条件付売買予定地への転用で、売買による所有権移転です。議案書別紙の16ページをお願いします。図面下側の太枠斜線部分が番号1の申請地で、栄グラウンドの南に位置する農地です。次の17ページが申請地の現況です。18ページが配置図です。申請者は主に不動産業を営む法人で、当該申請地を売買により取得し、建築条件付売買予定地7区画を整備する計画です。19ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の20ページにお示ししておりますとおり、「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内存在する農地」であることから、第1種農地となり、原則転用することは出来ませんが、例外規定の「住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当するため許可可能です。括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。事務局からは以上でございます。

○議長（福島求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の7番 長野委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（長野昌治君） それでは、現地調査につきまして報告します。令和6年1月30日の午後、私と林推進委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。申請地の一部は農地に接しておりますが、南側の道路については6mに拡幅され、周囲には擁壁を設置するなど、土砂流出に留意するとのことで、建築物による日照への影響もなく、特段心配はないかと思います。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

○議長（福島求仁子君） ありがとうございます。ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（異議なしの声あり）

○議長（福島求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようですので採決を行います。第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用所有権移転番号1について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

○議長（福島求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用所有権移転番号1は原案のとおり可決されました。

○議長（福島求仁子君） 続きまして、第2号議案 農地法第5条第1項の規定によ

る農地の転用につきまして上程いたします。所有権移転番号2につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の3ページをお願いいたします。

所有権移転番号2の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。転用目的は特定建築条件付売買予定地への転用で、売買による所有権移転です。議案書別紙の21ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が番号2の申請地で、宮川内科医院の西側にあり、県道大津植木線の北に位置する農地です。次の22ページが申請地の現況です。23ページが配置図です。申請者は不動産業を営む法人で、当該申請地を売買により取得し、建築条件付売買予定地5区画を整備する計画です。24ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の25ページにお示ししておりますとおり、申請地は東及び南側の前面道路に水道管及び下水道管が埋設されており、おおむね500m以内に医療施設である宮川内科医院及び公益的施設である栄保育園が存在しますことから、「水管、下水道管が埋設されている沿道で、概ね500m以内に2つ以上の公共施設等が存在する農地」に該当するため第3種農地となり許可可能です。括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありませぬ。事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の7番 長野委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（長野昌治君） それでは、現地調査につきまして報告します。令和6年1月30日の午後、私と林推進委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。申請地の周囲の一部に農地が接しておりますが、周囲にはコンクリートブロックを設置するなど、土砂流出に留意するとのこと、建築物による日照への影響もなく、特段心配はないかと思います。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございますか？

（異議なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号2について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号

2は原案のとおり可決されました。

○議長（福島求仁子君） 続きまして議案に入ります前に、委員の議事参与の制限を規定する「農業委員会等に関する法律 第31条」の規定によりまして「委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」となっております。つきましては、その当事者であります。○番 ○○委員は、議案審議が終了するまで退席をお願いいたします。

○議長（福島求仁子君） 続きまして、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。所有権移転番号3につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の3ページをお願いいたします。

所有権移転番号3の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。転用目的は特定建築条件付売買予定地への転用で、売買による所有権移転です。議案書別紙の26ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が番号3の申請地で、熊本天使園の南側にあり、国道387号線の東に位置する農地です。次の27ページが申請地の現況です。28ページが配置図です。申請者は不動産業を営む法人で、当該申請地を売買により取得し、建築条件付売買予定地2区画を整備する計画です。29ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の30ページにお示ししておりますとおり、申請地は約0.3haの農地が連たんした区域内に存在しますことから、農地区分は「農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地となり許可可能です。括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。事務局からは以上でございます。

○議長（福島求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の1番 平山委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（平山和敬君） それでは、現地調査につきまして報告します。令和6年1月30日の午前、私と山本推進委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。申請地の北側は農地に接しておりますが、周囲にはコンクリートブロックを設置するなど土砂流出に留意するとのことで、建築物による日照への影響もなく、特段心配はないかと思います。皆様のご審議をよろしくお願いします。

○議長（福島求仁子君） ありがとうございます。ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（異議なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号3について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号3は原案のとおり可決されました。

○議長（福嶋求仁子君） 議案の審議が終わりましたので退席中の委員さんは着席されますよう案内をお願いします。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。所有権移転番号4につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の4ページをお願いいたします。

所有権移転番号4の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。転用目的は資材置場の拡張する転用で、売買による所有権移転です。議案書別紙の31ページをお願いします。図面中央下側の太枠斜線部分が所有権移転番号4の申請地で、恵楓園の南東、熊本国府高校第2グラウンドの南西に位置する農地です。32ページが申請地の現況です。33ページが配置図です。申請者は主に造園工事の設計・施行等を行う法人で、当該申請地を売買により取得し、既存の資材置場を拡張する計画です。34ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の35ページにお示ししておりますとおり、申請地は「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内存在する農地」であることから、第1種農地となり、第1種農地は原則転用することは出来ませんが、例外規定の「既存施設の拡張で既存施設面積の2分の1以下」に該当するため許可可能です。括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の3番 上野委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（上野育夫君） それでは、現地調査につきまして報告します。令和6年1月30日の午前、私と山崎推進委員、農業委員会職員で、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。申請地の西側は農地に接しておりますが、既存施設のブロック塀を撤去し、既存施設に向けて地下げする計画で周囲への土砂流出に留意するとのことでしたので、特段心配はないかと思います。皆様のご審議をよろしくお願いします。

- 議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（異議なしの声あり）

- 議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号4について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

- 議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号4は原案のとおり可決されました。

- 議長（福嶋求仁子君） 続きまして、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。所有権移転番号5につきまして事務局に説明を求めます。

- 事務局 それでは説明申し上げます。議案書の4ページをお願いいたします。

所有権移転番号5の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。転用目的は駐車場敷地を拡張する転用で、売買による所有権移転です。議案書別紙の36ページをお願いします。図面中央左側の太枠斜線部分が所有権移転番号4の申請地で、熊本電鉄辻久保営業所の南側、県道大津植木線の南に位置する農地です。37ページが申請地の現況です。38ページが配置図です。申請者は中古自動車販売業を個人経営されており、当該申請地を売買により取得し、既存の駐車場を拡張する計画です。39ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の40ページにお示ししておりますとおり、申請地は約0.7haの農地が連たんした区域内に存在しますことから、農地区分は「農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地となり許可可能です。括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。事務局からは以上でございます。

- 議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の推進委員 清原委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

- 2番（清原博幸君） 1月30日午前私は農業委員会職員とで現地調査を行いました。別紙の37ページの写真を見ていただくと一目瞭然でおわかりいただけるかと思います。既存の駐車場というのが車が止まるところで、その拡張という先ほどの説明がありましたけども、駐車場の前の方に看板がいくつか立ってますけども、ここの看板が立ってる領域です。幅は3mで長さはずっと奥行30mか40mあるんでしょうけども、この看板の立ってるところが今回の対象地です。申請地の西側

は農地に接しておりますけども、わずか3mほど隣接してるだけです。北側は道路が通っておりまして、その道路側に駐車場を拡張するということで、ここが空き地状態になってたということで有効利用と言えば有効利用になると思います。施行される計画では現状とほぼ変わらないこの状態ですね、若干でこぼこをとるぐらいの駐車場拡張ということになるため特別心配はないかと思います。皆様の審議をよろしくお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

○議長（福嶋求仁子君） はい、平野委員。

○4番（平野昭代君） 既にもう看板が設置してあるので、これは違反転用じゃないかと思うんですけど、始末書とかはつけられていますか。

○事務局 看板なんですけど、独立基礎であれば転用の許可はいらないっていうふうになっておりますので、こちらの看板を確認しましたところ許可が必要な看板ではないということで、今回は始末書の提出を求めています。

○議長（福嶋求仁子君） 他に何かございませんでしょうか？

（異議なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号5について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号5は原案のとおり可決されました。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。賃借権設定番号1につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の4ページをお願いいたします。

賃借権設定番号1の借人、貸人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。転用目的は駐車場への一時転用で、賃借権設定です。議案書別紙の41ページをお願いします。図面左側の太枠斜線部分が賃借権設定番号1の申請地で、菊池病院の北側、セミコンテクノパークの西に位置する農地です。次の42ページが申請地の現況です。次の43ページが配置図です。申請者は主に土木工事業を営む法人で、今回ソーニー建設工事の一部を受注したものの、

現場に作業員用駐車場がないため、当該土地を賃借により借受け、一時的な駐車場として3年間使用する計画です。

44ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の45ページにお示ししておりますとおり、申請地は農振農用地区域内に存在しますことから、農地区分は農用地となり原則転用することは出来ませんが、例外規定の「仮設工作物の設置等」に該当するため許可可能です。一時転用ですので、許可にあたっては、期間満了後にはきちんと農地に戻してもらうことが条件での許可となります。資金計画では農地への復旧するための対策費用も見込まれております。括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありませぬ。事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の11番 青木委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（青木委員） それでは、現地調査につきまして報告します。令和6年1月30日の午前、私と櫻井推進委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。申請地は、農振農用地区域となり周囲は農地に接しておりますが、砂利敷きし雨水は浸透させ、土砂等が流出しないように努めるとのことです。また、合志土地改良区などと協議のうえ配管に留意した利用計画であるため特段心配はないかと思えます。皆様のご審議をよろしく願います。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

○議長（福嶋求仁子君） はい、齋藤委員。

○8番（齋藤典夫君） 広大な農地だと思うんですけど、43ページの中で全面砂利舗装って書いてあるんですけど、これはどういうことなんですか。というのはですね、調査書の下の方にですね、一般基準で3年後に農地復元することが条件とありますが、はたして農地に戻るのかという疑問です。

○事務局 農地に砂利を敷いて全面舗装されるんですが、その砂利を敷く前に山砂を入れられて、砂利を必ず取れるような形で持ってくるということで聞いております。

○議長（福嶋求仁子君） 他に何かございませんでしょうか？

（異議なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定番号1について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定番号1は原案のとおり可決されました。なお本案件につきましては、転用規模が3,000㎡を超えるため、許可に際しましては、農地法第4条第4項の規定に基づき、熊本県農業委員会ネットワーク機構へ意見聴取を行います。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。賃借権設定番号1につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の5ページをお願いいたします。

使用賃借権設定番号1の借人、貸人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。転用目的は個人住宅への転用で、親子間の使用賃借権設定です。議案書別紙の46ページをお願いします。図面右側の太枠斜線部分が使用賃借権設定番号1の申請地で、城齒科医院の南東側、県道大津植木線の北に位置する農地です。

次の47ページが申請地の現況です。次の48ページが配置図です。申請者は個人で、当該申請地を使用貸借により母より借受け、個人住宅を建設する計画です。49ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の50ページにお示ししておりますとおり、申請地は北側の前面道路に水道管及び下水道管が埋設されており、おおむね500m以内に医療施設である城齒科医院及び公益的施設である竹迫みのり保育園が存在しますことから、「水管、下水道管が埋設されている沿道で、概ね500m以内に2つ以上の公共施設等が存在する農地」に該当するため第3種農地となり許可可能です。括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の12番 岡田委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○12番（岡田政広君） それでは、現地調査につきまして報告します。令和6年1月30日の午後、私と渡邊推進委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。申請地の東側は農地に接しておりますが、周囲にはコンクリートブロックを設置するなど土砂流出に留意するとのことで、特段心配はないかと思います。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑は

ございませんか？

(異議なしの声あり)

○議長(福島求仁子君) ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、貸借権設定番号1について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

○議長(福島求仁子君) ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、貸借権設定番号1は原案のとおり可決されました。

○議長(福島求仁子君) 続きまして、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。貸借権設定番号2につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の5ページをお願いいたします。

使用貸借権設定番号2の借人、貸人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。転用目的は個人住宅への転用で、親族間の使用貸借権設定です。議案書別紙の51ページをお願いします。図面右側の太枠斜線部分が使用貸借権設定番号2の申請地で、宮川内科医院の南東側、県道大津植木線の西に位置する農地です。次の52ページが申請地の現況です。次の53ページが配置図です。申請者は個人で、当該申請地を使用貸借により祖父より借受け、個人住宅を建設する計画です。54ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の55ページにお示ししておりますとおり、申請地は約1.5haの農地が連たんした区域内に存在しますことから、農地区分は「農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地となり許可可能です。括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。事務局からは以上でございます。

○議長(福島求仁子君) 事務局の説明に関連しまして、担当地区の7番 長野委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番(長野昌治君) それでは、現地調査につきまして報告します。令和6年1月30日の午後、私と林推進委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。申請地の周囲の一部に農地が接しておりますが、周囲にはコンクリートブロックを設置するなど、土砂流出に留意するとのこと、特段心配はないかと思います。皆様のご審議をよろしくお願いします。

○議長(福島求仁子君) ありがとうございます。ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑は

ございませんか？

(異議なしの声あり)

○議長(福島求仁子君) ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、貸借権設定番号2について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

○議長(福島求仁子君) ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、貸借権設定番号2は原案のとおり可決されました。

○議長(福島求仁子君) 続きまして、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による農地の転用事業計画変更につきまして上程いたします。番号1につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の5ページをお願いいたします。事業計画変更番号1の転用事業者、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。既に令和5年1月10日付け、合志市指令農委第7号で許可しております案件の一時転用の期間の延長です。議案書別紙の56ページをお願いします。図面上部の太枠斜線部分が貸借権設定番号1の申請地で、新迫区の西側、セミコンテクノパークの北側に位置する農地です。次の57ページが申請地の現況です。58ページが配置図です。転用目的の変更はありません。62ページをお願いします。まず、立地基準についてですが、次の62ページにお示ししておりますとおり、申請地は農振農用地区域内に存在しますことから、農地区分は農用地となり原則転用することは出来ませんが、例外規定の「仮設工作物の設置等」に該当するため許可可能です。一時転用期間は最大3年まで可能ですので、許可にあたっては、期間満了後にはきちんと農地に戻してもらうことが条件での許可となります。農地法関係事務処理要領第4-6-(3)-エ-(ア)に掲げる検討内容についてですが、の変更後の転用事業者実施の確実性から農地転用許可基準からみた変更後の転用事業者の判断まで該当のあるところについて検討を行いました。変更理由はTSMC熊本工場の第1期工事は計画通りに実施しているが、第2期工事の計画実施のため、一時転用期間の期間を14ヶ月から36ヶ月に延長したいということでしたが、内容を審査したところ問題ないと判断しております。

事務局からは以上でございます。

○議長(福島求仁子君) ありがとうございます。ただいま、事務局からの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

(異議なしの声あり)

○議長(福島求仁子君) ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行い

ます。第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用事業計画変更番号1について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

○議長（福島求仁子君） ありがとうございました。全員挙手でございます。よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用事業計画変更番号1は原案のとおり可決されました。

○議長（福島求仁子君） 続きまして第3号議案に入ります前に、委員の議事参与の制限を規定する「農業委員会等に関する法律 第31条」の規定によりまして「委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」となっております。つきましては、その当事者であります7番長野委員、山崎推進委員は、議案審議が終了するまで退席をお願いいたします。

○議長（福島求仁子君） 続きまして、第3号議案 農業経営基盤強化促進事業における掘り起しにつきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは、議案書6ページをお開きください。第3号議案 農業経営基盤強化促進法第19条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定の決定についてご説明申し上げます。次の7ページは農用地利用集積計画の総括表です。左側が今回の2月総会分、右側が令和6年1月、第1回からの利用権設定面積の累計数になります。次の8ページは利用権設定等状況一覧表・所有権移転関係の説明です。次に9ページをご覧ください。今回の利用権設定等状況一覧表です。利用権設定総合計の面積は130,062㎡です。次の11ページをごらんください。今月の利用権設定申出書・計画書の件数は23件です。1番から12番までが再設定です。13番から23番が新規です。貸人・借人、経営面積、利用権を設定する農地につきましては議案書に記載のとおりです。個別の内容につきましては、利用権の種類、利用内容、期間、10a当りの賃借料の順に説明いたします。

番号 1、賃借権、たばこ	15年 15,000円（3筆）
番号 2、賃借権、飼料作物	10年 15,000円
番号 3、賃借権、米	5年 米90kg（5筆）
番号 4、賃借権、米	5年 15,000～20,000円（7筆）
番号 5、賃借権、スイカ	5年 30,000円
番号 6、賃借権、芝	5年 20,000円（2筆）
番号 7、賃借権、芝	5年 20,000円（2筆）
番号 8、賃借権、飼料作物	3年～5年 10,000～15,000円（2筆）
番号 9、賃借権、芝	3年 15,000円
番号 10、賃借権、水稻・麦	1年 18,000円
番号 11、賃借権、甘藷・麦	1年 10,000円（2筆）
番号 12、賃借権、甘藷・麦	1年 10,000（2筆）
番号 13、賃借権、w c s、ｲﾝﾏﾝ	10年 20,000円（5筆）
番号 14、賃借権、w c s、ｲﾝﾏﾝ	10年 20,000円
番号 15、賃借権、野菜	10年 17,800円（2筆）

番号 16、賃借権、飼料作物	10年	15,000円（3筆）
番号 17、賃借権、飼料作物	5年	15,000円（3筆）
番号 18、賃借権、飼料作物	5年	15,000円（4筆）
番号 19、賃借権、甘藷・麦	5年	8,000円（3筆）
番号 20、賃借権、甘藷	5年	10,000円
番号 21、賃借権、甘藷	5年	10,000円
番号 22、賃借権、甘藷・麦	3年	8,000円（2筆）
番号 23、使用貸借、飼料作物	15年	0円（14筆）

次の15ページをご覧ください。所有権移転です。2件あります。次の14ページをご覧ください。所有権移転です。1件あります。以上第3号議案は農業経営基盤強化促進法第19条第4項の各要件を満たしていると考えられます。最後に農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書の集計を報告致します。今回の合意解約件数は 2件37,927㎡でございます。内契約予定件数が2件 37,927㎡でございます。今回の2件すべて、次の契約が予定されております。これで第3号議案の説明を終わります。

○議長（福嶋求仁子君） ただいま、事務局からの説明が終わりました。委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（「ありません」の声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等無いようでございますので採決を行います。第3号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起しにつきまして、承認することに異議が無い方の挙手をお願いします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第3号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起しにつきましては、原案のとおり可決されました。

○議長（福嶋求仁子君） 議案の審議が終わりましたので退席中の委員さんは着席されますよう案内をお願いします。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして、第4号議案、農地のあっせん委員の指名につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書16ページをお開きください。賃借希望が2件あっております。申出者の住所、氏名、申出内容、土地の表示、地目、面積につきましては議案書のとおりとなっています。続けて申請地の場所ですが、番号1が17ページになります。3筆ありまして、2筆が地図の上部にあります栄体育館の南西側にある農地です。もう1筆は栄工業団地と百花園ゴルフ場の間にある農地です。所有者である申出者の父が高齢となり耕作し続けることができないため借り手を探してほしいとの申し出です。あっせん委員についてですが申出地区域の担当委員であります長野農業委員、林推進委員をお願いします。続きまして番号2

の場所ですが18ページになります。こちらにも2筆ありまして、1筆が合志市総合センター“ヴィーブル”の東側にある農地です。もう1筆が1筆目の畑の南東側辛川鹿本線近くにある農地です。農地を相続したものの管理をしていくことが困難なため耕作者を探してほしいとの申し出です。あっせん委員についてですが申出地域の担当委員であります青木農業委員、渡邊推進委員にお願いします。委員さんには、お手数をおかけいたしますが、契約に結びつくよう、ご協力をお願いいたします。事務局からの説明は以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ただいま、事務局からの説明が終わりましたが、何かご質疑はございませんか？

（異議なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご質問・意見等無いようですので採決を行います。第4号議案、農地のあっせん委員の指名につきまして、承認することに異議が無い方の挙手をお願いします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第4号議案、農地のあっせん委員の指名につきましては、原案のとおり可決されました。

○議長（福嶋求仁子君） あっせん委員さんに置かれましては大変ご苦勞でございますがよろしくお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして、第1号報告、農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明します。議案書の19ページをお開き願います。今回の市街化区域内の農地転用5条届出につきましては所有権移転が2件、使用貸借権設定が1件っております。まず所有権移転の番号1ですが議案書の21ページをお開きください。こちらが番号1の届出地になります。須屋市民センターの北東側、九州自動車道近くにある農地です。転用目的は電気通信事業の中継施設の建設です。ここの農地につきましては令和3年に譲渡人が宅地分譲を行うため転用届出を出した農地です。しかし宅地としての購入者が現れなかったため、今回の譲受人へ所有権移転を行う旨の理由書が出されています。続きまして、所有権移転の番号2ですが22ページをお開きください。須屋浄化センター北西側に位置する農地です。転用目的は宅地分譲です。農地の北側にあります宅地と併せての開発で3区画を予定されています。ここの農地につきましては令和5年7月に譲渡人が宅地分譲を行うため届出を出した場所ではありますが、譲受人が宅地分譲をすることになったため、農地のまま所有権移転を行うとのことです。続きまして使用貸借権設定の番号1ですが23ページをお開きください。県営住宅の南側、須屋浄化センターの東側にある農地です。転用目的は個人住宅です。すでに建物が建っており、

「農地法の理解が十分でなく反省しています。今後は農地法の手続きを遵守いたします。」との始末書が提出されています。事務局からは以上でございます。

- 議長（福嶋求仁子君） ありがとうございました。ただいま、事務局から第1号報告、農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出についての説明が終わりました。委員さん方から何か質疑等はありませんか。

（「ありません」の声あり）

- 議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等も無いようですので、第1号報告、農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出につきましては、以上で報告を終わります。

- 議長（福嶋求仁子君） 以上で議案の方は終わりました。事務局へお返しします。

4. 閉 会

- 事務局長 それでは、長時間にわたりまして、慎重審議を頂きまして有難うございました。以上を持ちまして、「令和6年2月の合志市農業委員会総会」を閉会致します。皆さん大変お疲れ様でございました。

- - - - - ○ - - - - -

閉 会 午後2時42分